

大学機関別認証評価

大 学 評 価 基 準

平成 1 6 年 1 0 月

(平成 2 3 年 3 月改訂)

独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

はじめに

この「大学評価基準」は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第109条第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）について定めたものです。大学評価基準は10の「基準」で構成されています。

大学評価基準は、大学の正規課程（学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位を授与するための課程や別科及び専攻科の課程）における教育活動を中心として、大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価するためのものです。10の基準には、学校教育法、大学設置基準等関係法令への適合性を含めて、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が記載されています。評価は、この基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。各基準を満たしているかどうかの判断は、原則として大学全体を単位として行いますが、基準によっては、学部・研究科等ごとの分析、整理も踏まえた上で、基準を満たしているかどうかの判断を行います。大学全体として、全ての基準を満たしている場合に、当該大学が大学評価基準を満たしていると判断されることになります。

基準の多くは、いくつかの内容に分けて規定されており、基準を設定した意義や背景等を説明する「趣旨」が記述されています。

さらに、基準ごとに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。各大学には、原則として、全ての基本的な観点到に係る状況を分析、整理することが求められます。また、大学の目的に照らして、独自の観点を各大学が設定して、その状況を分析することも可能です。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点到及び大学が設定した観点到の分析状況を総合した上で、基準ごとに行われることになります。

大学機関別認証評価においては、各大学に対して教育研究に関する目的の記述を求めます。大学の目的は、それぞれの大学の個性や特色を明示するものであり、大学の使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、養成しようとする人材像を含めた大学が達成しようとしている基本的な成果等に言及されていなければなりません。大学における自己評価や機構における評価は、この目的に照らして行われることになります。

目 次

基準1	大学の目的	1
基準2	教育研究組織	3
基準3	教員及び教育支援者	5
基準4	学生の受入	7
基準5	教育内容及び方法	9
	○ 学士課程	
	○ 大学院課程（専門職学位課程を含む。）	
基準6	学習成果	13
基準7	施設・設備及び学生支援	15
基準8	教育の内部質保証システム	17
基準9	財務基盤及び管理運営	19
基準10	教育情報等の公表	21

用語の解説（本文中、※ ¹ 印の付されている用語の説明）	24
---	----

基準 1 大学の目的

- 1－1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

趣旨

本評価においては、大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、各大学に対して教育研究活動に関する「目的」の明示を求め、各基準において、その内容を踏まえた評価を実施します。大学の目的とは、大学の使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等を言います。

この基準では、大学の目的が明確に定められ、その内容が大学一般に求められている目的に適合しているかについて評価します。

各大学は、それぞれが持つ設立の趣旨、理念、歴史、環境条件等を踏まえ、社会の中で果たそうとする役割や機能、個性や特色を明確にした上で、その大学の機関としての目的を明確に定めていることが必要です。さらに、学部、学科又は課程等ごとに、大学院を有する大学においては、研究科又は専攻等ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていることが必要です。それらの内容は、学校教育法に定められた大学又は大学院が果たすべき目的に適合している必要があります。

基本的な観点

- 1－1－① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。
- 1－1－② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

基準 2 教育研究組織

- 2－1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2－2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

趣旨

この基準では、各大学の教育研究に係る基本的な組織構成や、各種委員会、その他の教育研究活動を展開する上で必要な実施体制の状況について評価します。

大学が、その目的の達成に向けて教育研究活動を展開するためには、学部、学科、研究科、専攻（これらの組織を置かない場合にはこれに代わる組織）、別科、専攻科、附属施設、センター等（特定の学部又は学科に設置が必要な附属学校、附属病院等を含む。）の基本的な教育研究組織及び教養教育の実施体制が、有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。

また、大学全体や、それぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ、教育を展開していくためには、教授会、教務委員会等の各種委員会、その他の運営体制が適切に整備され、それらが機能していることが必要です。

基本的な観点

- 2－1－① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
 - 2－1－② 教養教育の体制が適切に整備されているか。
 - 2－1－③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
 - 2－1－④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
 - 2－1－⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
-
- 2－2－① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。
また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

趣旨

この基準では、大学の目的を達成するために、教員、教育支援者や教育補助者が適切に配置されているかについて評価します。

大学の教育を実施する上で、個々の教員及び教員組織の果たす役割が重要であるのは言うまでもありません。各大学には、大学設置基準（通信教育を行う課程を置いている場合には、大学通信教育設置基準を含む。）、大学院設置基準あるいは専門職大学院設置基準に定められた要件を具備しつつ、教員の適切な役割分担や組織的な連携体制の下で、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織が編制されていることが必要です。また、質及び量の両面において、教育活動を展開するために十分な教員組織を有していることが求められます。

そのためには、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていることが必要です。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていることが必要です。

さらに、教育活動を展開する上では、教員のみならず、事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置され、ティーチング・アシスタント（TA）等の教育補助者の活用が図られていることが必要です。

基本的な観点

- 3－1－① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。
 - 3－1－② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。
 - 3－1－③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。
 - 3－1－④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。
-
- 3－2－① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。
 - 3－2－② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。
-
- 3－3－① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、T A等の教育補助者の活用が図られているか。

基準4 学生の受入

4－1 入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）※）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。

4－2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

趣旨

この基準では、各大学の学生の受入方針及び受入状況等について評価します。

大学における学生の受入の在り方は、高等学校教育や社会に大きな影響を与えるものであり、適切な体制によって、公正かつ妥当な方法により行われることはもちろんですが、その上で、各大学の教育の目的にふさわしい資質を持った「求める学生」を適切に見出すという観点に立って実施されることも併せて重要となります。

そのためには、各大学の教育の目的に沿って、どのような能力や適性等を持った学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどの考え方をまとめた入学者受入方針を明確に定めていることが求められます。その上で、各大学が定めた方針に沿った方法で入学者選抜が実施され、「求める学生」が適切に見出だされていることが必要です。

なお、大学の教育体制は、学生数に応じて整備されているものであり、教育の効果を担保する観点から、実入学者数は、入学定員とできるだけ合致していることが求められます。

基本的な観点

- 4－1－① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
 - 4－1－② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。
 - 4－1－③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。
 - 4－1－④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。
-
- 4－2－① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5－1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）※が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5－2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5－3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）※が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5－4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5－5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5－6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

趣旨

この基準では、各大学の教育内容及び方法について評価します。

各大学の教育内容及び方法は、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準あるいは専門職大学院設置基準に定められた大学に求められる内容を満たすものであると同時に、その大学の教育の目的を体現するものであることが必要です。

そのためには、教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であることが必要です。

また、教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（大学院課程においては、研究・論文指導を含む。）が整備されていることが必要です。

大学では、学位授与方針が明確に定められており、学生が修得する単位や取得する学位は、その方針に照らして、適切に認定・授与されなければなりません。大学は組織として

自らが認定・授与した単位、学位の通用性について保証することが求められます。各大学は、そのような観点から、成績評価や単位認定、卒業（修了）認定を適切に実施し、学修の成果を有効なものとする必要があります。

この基準では、学士課程、大学院課程（専門職学位課程を含む。）のそれぞれについて、評価を行います。

基本的な観点

(学士課程)

- 5-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。
- 5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。
- 5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。
- 5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。
- 5-2-② 単位の実質化※) への配慮がなされているか。
- 5-2-③ 適切なシラバス※) が作成され、活用されているか。
- 5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。
- 5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。
- 5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。
- 5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。
- 5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。
- 5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。
- 5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。
 - 5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。
 - 5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。
-
- 5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。
 - 5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。
 - 5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。
 - 5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。
 - 5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。
 - 5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果※）を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。
-
- 5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。
 - 5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。
 - 5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。
 - 5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。
- また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

基準6 学習成果

- 6－1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6－2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

趣旨

この基準では、大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果（ラーニング・アウトカム）※）について評価します。

大学の教育等に関する各種の取組が計画どおりに行われていることは重要ですが、最終的にはこれらの取組の成果は学生が享受すべきものであり、学生が享受した、あるいは、将来的に享受するであろう学習成果を、大学は適切な情報を基に把握し、自己評価しなければなりません。

教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、卒業（修了）等の状況、及び学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることが必要です。

また、卒業（修了）後の進学や就職等の進路の状況、及び卒業（修了）生や進路先における関係者からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることが必要です。

各大学や学部・研究科等では、教育の目的や学問分野の特性に応じて、上に記載した方法以外にも適切な方法により学習成果を把握し、自己評価することが望まれます。

基本的な観点

- 6－1－① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
- 6－1－② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。
- 6－2－① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。
- 6－2－② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

基準 7 施設・設備及び学生支援

7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。

7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

趣旨

この基準では、第一に、施設及び設備等について評価します。

講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設については、それらが講義等に使用される場合には、使用する学生数、教育内容、教育方法等を検討し、それが必要とされる能力（収容力、性能等）を有し、また有効に活用されていなければなりません。また、図書館が整備され、学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集、整理されており、かつ実用に供していなければなりません。加えて、自主学習や課外活動のための施設・設備の整備も重要です。これらは同時に、大学の有する資産として、適切に維持・管理されており、安全・防犯に関する体制も整備されていなければなりません。

第二に、学生支援について評価します。

学生は、大学生活を送る上で、様々な問題に直面します。学生は自らの努力のみで全ての問題を解決することは困難であり、大学としては学生の抱える問題やニーズを把握するとともに、適切な支援を行うことが必要です。学生が抱える問題等としては、授業の履修、学習に関するもの、生活、就職に関するもの、ハラスメント等が考えられ、これらの問題への相談・助言体制等の整備が必要です。また、学生の部活動や自治会活動等の課外活動は広い意味での大学教育の一環として重要であり、これらの課外活動が円滑に行われるよう支援が必要です。さらに、経済的に就学が困難な学生に関する援助等が考えられ、学生支援として必要な要素です。留学生、社会人学生、障害のある学生等、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対して適切な支援を行っていくことも必要です。

基本的な観点

7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要な I C T環境が整備され、有効に活用されているか。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

基準 8 教育の内部質保証システム

8－1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。

8－2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

趣旨

この基準では、教育の内部質保証システムについて評価します。

教育の目的を達成するためには、教育の状況について継続的に点検・評価し、その教育の質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことが求められます。そのためには、教育の取組状況や、大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果を点検・評価し、その結果に基づいて、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、実際に機能している必要があります。点検・評価に際しては、大学内外の関係者の意見を取り入れることも重要です。

また、教員に対する研修や相互授業参観等のファカルティ・ディベロップメント（FD）※）、教育支援者及び教育補助者への研修等、その資質向上を図るための取組が適切に行われ、それらが機能している必要があります。

基本的な観点

- 8－1－① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。
- 8－1－② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。
- 8－1－③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

- 8－2－① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。
- 8－2－② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されるとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

趣旨

この基準では、第一に、財務基盤や財務運営について評価します。

大学の諸活動には財務の裏付けが不可欠です。教育研究活動を組織として、将来にわたって適切かつ安定的に展開するためには、安定した財務基盤が必要となります。学生からの授業料収入に基盤を置く場合には、一定の入学者数を確保する必要があります。また、危機管理として、予測不可能な外的環境の変化等に対して、適当な自己資本（資金・資産）を保有しておくこと等も必要となります。各大学は、各種財源から収入を得て、それを管理・運用し、それぞれの目的に応じて予算を配分しますが、その際に、明確な計画、配分の方針が策定され、履行されていなければなりません。加えて、大学の財務状況を明らかにするための財務諸表等が作成され、また、財務が適正であることを保証するための監査等が適正に実施されている必要があります。

第二に、管理運営体制・事務組織について評価します。

教育研究の目的達成のためには、事務組織を含めた管理運営組織が教育研究等に関わる活動を支援、促進すべく有機的に機能していることが重要です。予測不可能な外的環境の変化等への対応、構成員への法令遵守や研究者倫理等を含めた危機管理体制の整備も不可欠です。また、各構成員の責務と権限が明確に規定され、滞りなく効果的に運営することが必要です。さらには、大学内外の関係者の意見やニーズを把握した上で、組織として、迅速で的確な意思決定を行う必要もあります。

また、基準8「教育の内部質保証システム」では、教育活動についての自己点検・評価システムを評価しますが、本基準においては、大学の活動の総合的な状況に関して自己点検・評価を行い、継続的に改善を行うための体制が整備され、適切に機能しているかを評価します。

基本的な観点

- 9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
- 9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的收入が継続的に確保されているか。
- 9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。
- 9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。
- 9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。
- 9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

- 9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。
- 9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。
- 9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。
- 9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

- 9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。
- 9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。
- 9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

基準10 教育情報等の公表

10－1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

趣旨

大学は公的な教育研究機関として、大学に関係する者（ステークホルダー）に対し、その教育研究活動等の状況に関する情報を積極的に公開することにより、説明責任を果たすことが求められます。大学に関係する者は、入学志願者、在学者、保護者、卒業（修了）生の雇用者に加え、納税者等社会一般が考えられ、多様であり、それぞれが求めている情報も多種多様です。この基準では、これらの情報が適切に公表され、説明責任が果たされているかについて評価します。

大学及び大学を構成している学部・研究科等の目的は、社会に対して公表され、構成員に周知されていることが必要です。

また、教育に関する基本方針、すなわち、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針が公表され、入学志願者に対してどのような能力や適性等を求めているのか、在学生に対してどのような教育を行い、卒業（修了）生にはどのような知識・技能・態度等を身に付けさせようとしているのか等の情報が、大学に関係する者に提供されていることが求められます。

さらに、教育研究上の基本組織、教育の実施体制、教育課程及び学生の状況等、教育活動の状況に関する基本的な情報はもとより、自己点検・評価の結果を含めて、教育研究活動等の状況に関する情報が適切に公表されていることが必要です。

基本的な観点

- 10－1－① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
- 10－1－② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。
- 10－1－③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

用語の解説

(本文中、※) 印の付されている用語の説明)

【入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）】（7頁）

各大学・学部等が入学志願者や社会に対し、その教育理念や特色等を踏まえ、教育活動の特徴や求める学生像、入学者の選抜方法等の方針をまとめたもの。入学者選抜や入試問題の出題内容にはこの方針が反映されることとなっている。

【教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）】（9頁）

教育課程の編成及び実施方法に関する基本的な考え方をまとめたもの。この方針の策定に当たっては、教育課程の体系化、単位の実質化、教育方法の改善、成績評価の厳格化等について留意することが必要である。

【学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）】（9頁）

学位授与に関する基本的な考え方について、各大学等が、その独自性並びに特色を踏まえ、まとめたもの。この方針において、卒業（修了）生に身に付けさせるべき能力に関する大学の考えを示すことにより、受験者が大学を選択する際や、企業等が卒業（修了）生を採用する際の参考となる。

【単位の実質化】（11頁）

学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような取組の総称。我が国の大学制度は単位制度を基本としており、1単位は、教室等での授業時間と準備学習や復習の時間を合わせて標準45時間の学修を要する教育内容をもって構成されることとなっている。シラバスを利用した準備学習の指示、レポート提出や小テストの実施、履修科目の登録の上限設定等が考えられる。

【シラバス】（11頁）

学生が授業科目の履修を決める際の参考資料や準備学習を進めるために用いられる各授業科目の詳細な授業計画。一般に、授業科目名、担当教員名、講義目的、毎回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習のための具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されている。また、教員相互の授業内容の調整や、学生による授業評価等にも使われる。

【特定課題研究の成果】（12頁）

大学院設置基準第16条に規定される、大学院の修士課程において、リサーチペーパーや芸術作品等、修士論文に代わる、特定の課題についての研究の成果。

【学習成果（ラーニング・アウトカム）】（13頁）

教育プログラムや教育コース等、一定の学習期間終了時に、学習者が獲得し得ると期待される知識・技能・態度等。「教員の視点にたった教育」から「学生の視点にたった教育」への転換、すなわち、「(教員が) 何を教えるか」よりも「(学生が) どのような能力を身に付けるか」に力点を置かなければならないとの考えから、大学教育を巡る議論において、従来、用いられてきた「教育成果」に代わって、この用語が多用されるようになってきている。

【ファカルティ・ディベロップメント（F D）】（17頁）

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。その意味するところは広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催等を挙げることができる。大学設置基準第25条の3により、F D活動の実施が義務化されている。

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構

〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

TEL／042-307-1642

URL／<http://www.niad.ac.jp/>